

1. 議事日程

〔令和6年第1回安芸高田市議会3月定例会第1日目〕

令和6年2月22日
午前10時開会
於 安芸高田市議場

日程第1	会議録署名議員の指名
日程第2	会期の決定
日程第3	選挙管理委員会委員及び補充員の選挙
日程第4	同意第1号 安芸高田市教育委員会委員の任命の同意について
日程第5	諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
日程第6	諮問第2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
日程第7	諮問第3号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
日程第8	諮問第4号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
日程第9	諮問第5号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
日程第10	諮問第6号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
日程第11	施政方針
日程第12	議案第30号 令和6年度安芸高田市一般会計予算
日程第13	議案第31号 令和6年度安芸高田市国民健康保険特別会計予算
日程第14	議案第32号 令和6年度安芸高田市後期高齢者医療特別会計予算
日程第15	議案第33号 令和6年度安芸高田市介護保険特別会計予算
日程第16	議案第34号 令和6年度安芸高田市コミュニティ・プラント整備事業特別会計予算
日程第17	議案第35号 令和6年度安芸高田市吉田財産区特別会計予算
日程第18	議案第36号 令和6年度安芸高田市中馬財産区特別会計予算
日程第19	議案第37号 令和6年度安芸高田市横田財産区特別会計予算
日程第20	議案第38号 令和6年度安芸高田市本郷財産区特別会計予算
日程第21	議案第39号 令和6年度安芸高田市北財産区特別会計予算
日程第22	議案第40号 令和6年度安芸高田市来原財産区特別会計予算
日程第23	議案第41号 令和6年度安芸高田市船佐財産区特別会計予算
日程第24	議案第42号 令和6年度安芸高田市川根財産区特別会計予算
日程第25	議案第43号 令和6年度安芸高田市下水道事業会計予算
日程第26	議案第2号 安芸高田市附属機関設置条例
日程第27	議案第3号 安芸高田市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例
日程第28	議案第5号 安芸高田市公共施設使用料の適正化に伴う関係条例の整備に関する条例
日程第29	議案第6号 安芸高田市公の施設の指定管理者の指定について
日程第30	議案第7号 安芸高田市携帯電話等エリア整備事業分担金徴収条例
日程第31	議案第20号 安芸高田市学校給食費の管理に関する条例

日程第 3 2	議案第21号	安芸高田市給食センター設置条例の一部を改正する条例
日程第 3 3	議案第 4 号	安芸高田市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例
日程第 3 4	議案第 8 号	安芸高田市産地形成促進施設「ふれあいたかた産直市」設置及び管理条例を廃止する条例
日程第 3 5	議案第 9 号	工事請負契約の変更について（安芸高田市サッカー公園人工芝改修工事）
日程第 3 6	議案第10号	安芸高田市手数料条例の一部を改正する条例
日程第 3 7	議案第11号	安芸高田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例
日程第 3 8	議案第12号	安芸高田市ふれあいセンターこうだ条例の一部を改正する条例
日程第 3 9	議案第13号	安芸高田市介護保険条例の一部を改正する条例
日程第 4 0	議案第18号	市道の廃止について
日程第 4 1	議案第14号	安芸高田市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
日程第 4 2	議案第15号	安芸高田市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
日程第 4 3	議案第16号	安芸高田市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
日程第 4 4	議案第17号	財産の処分について
日程第 4 5	議案第19号	安芸高田市消防手数料条例の一部を改正する条例
日程第 4 6	議案第22号	令和 5 年度安芸高田市一般会計補正予算（第 9 号）
日程第 4 7	議案第23号	令和 5 年度安芸高田市国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）
日程第 4 8	議案第24号	令和 5 年度安芸高田市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）
日程第 4 9	議案第25号	令和 5 年度安芸高田市介護保険特別会計補正予算（第 3 号）
日程第 5 0	議案第26号	令和 5 年度安芸高田市農業集落排水事業特別会計補正予算（第 3 号）
日程第 5 1	議案第27号	令和 5 年度安芸高田市浄化槽整備事業特別会計補正予算（第 3 号）
日程第 5 2	議案第28号	令和 5 年度安芸高田市コミュニティ・プラント整備事業特別会計補正予算（第 2 号）
日程第 5 3	議案第29号	令和 5 年度安芸高田市下水道事業会計補正予算（第 3 号）

2. 出席議員は次のとおりである。（15名）

1 番	南 澤 克 彦	2 番	田 邊 介 三
3 番	山 本 数 博	5 番	新 田 和 明
6 番	芦 田 宏 治	7 番	山 根 温 子
8 番	先 川 和 幸	9 番	石 飛 慶 久
10 番	山 本 優	11 番	熊 高 昌 三
12 番	宍 戸 邦 夫	13 番	秋 田 雅 朝

14番 金 行 哲 昭
16番 大 下 正 幸

15番 児 玉 史 則

3. 欠席議員は次のとおりである（なし）

4. 会議録署名議員

6番 芦 田 宏 治

7番 山 根 温 子

5. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名（16名）

市 長	石 丸 伸 二	副 市 長	米 村 公 男
教 育 長	永 井 初 男	危 機 管 理 監	松 崎 博 幸
総 務 部 長	高 藤 誠	企 画 部 長	高 下 正 晴
市 民 部 長	内 藤 道 也	福祉保健部長兼福祉事務所長	井 上 和 志
産 業 部 長	森 岡 雅 昭	建 設 部 長	河 野 恵
消 防 長	近 藤 修 二	教 育 次 長	柳 川 知 昭
教 育 参 事	和 田 治 子	総 務 課 長	新 谷 洋 子
財 政 課 長	沖 田 伸 二	政 策 企 画 課 長	佐々木 満 朗

6. 職務のため議場に出席した事務局の職氏名（4名）

事 務 局 長	毛 利 幹 夫	事 務 局 次 長	藤 井 伸 樹
総 務 係 長	日 野 貴 恵	主 事	實 村 峻

~~~~~○~~~~~

午前10時00分 開会

○大 下 議 長      ただいまの出席議員は15名であります。  
定足数に達しておりますので、これより令和6年第1回安芸高田市議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

日程に入るに先立ち、議会事務局長に諸般の報告をさせます。

毛利事務局長。

○毛利事務局長      諸般の報告をいたします。

第1点、市長並びに教育長より、本定例会に説明員として出席委任する者の職氏名の一覧表が提出されております。

第2点、市長より、議会の委任による専決処分事項について1件の報告がありました。

第3点、市長より、安芸高田市国民保護計画の変更について1件の報告がありました。

第4点、監査委員より、令和6年1月分の例月出納検査の報告がありました。

それぞれの写しをお手元に配付いたしておりますので、御了承ください。

以上で、諸般の報告を終わります。

○大 下 議 長      以上をもって、諸般の報告を終わります。

~~~~~○~~~~~

日程第1 会議録署名議員の指名

○大 下 議 長 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第86条の規定により議長において、6番 芦田議員、及び7番 山根議員を指名いたします。

~~~~~○~~~~~

日程第2      会期の決定

○大 下 議 長      日程第2、会期の決定を議題といたします。

本定例会の運営について、過日、議会運営委員会を開き御協議いただいておりますので、その結果について、議会運営委員長の報告を求めます。

山本議会運営委員長。

○山本議会運営委員長      令和6年第1回定例会の運営につきまして、去る1月22日、2月13日及び2月20日に議会運営委員会を開き、次のとおり決定しましたので、報告をいたします。

まず、会期につきましては、お手元の会期日程のとおり、本日から3月21日までの29日間といたしました。

議事の都合により、2月23日から3月4日、3月7日、3月9日から20日までを休会といたします。

本定例会に付議されます案件は、同意1件、諮問6件、議案42件と、選挙管理委員会委員及び補充員の選挙でございます。

議案審議についてでございますが、お手元の付託表のとおり、議案第2号から第3号、第5号から第7号、第20号から第21号の7件は総務文教常任委員会へ、議案第11号から第13号、18号の4件は産業厚生常任委員会へ、議案第22号から43号までの22件は予算決算常任委員会へ、それぞれ付託することといたしました。

同意1件、諮問6件、その他の議案9件につきましては、委員会付託を省略することといたしました。

2月13日の議会運営委員会までに提出された陳情・要望等につきましては、お手元に配付した一覧表のとおり、総務文教常任委員会及び産業厚生常任委員会へ送付して審査することといたしました。

次に、一般質問の取扱いについては、8名からの通告でしたので、通告順に3月5日を5名、3月6日を3名といたします。

以上、報告を終わります。

○大 下 議 長 お諮りいたします。ただいまの委員長の報告のとおり、会期は29日間とすることに御異議ありませんか。

(異議なし)

○大 下 議 長 異議なしと認めます。よって、会期は29日間と決しました。

~~~~~○~~~~~

日程第3 選挙管理委員会委員及び補充員の選挙

○大 下 議 長 日程第3、選挙管理委員会委員及び補充員の選挙を行います。

お諮りいたします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選にしたいと思えます。これに御異議ありませんか。

(異議なし)

○大 下 議 長 御異議なしと認めます。したがって、選挙の方法は指名推選にすることに決しました。

続いて、お諮りいたします。指名の方法については、議長が指名することにしたいと思えます。これに御異議ありませんか。

(異議なし)

○大 下 議 長 御異議なしと認め、議長が指名することに決しました。

選挙管理委員会委員には、中森美智代さん、大中道子さん、山平弥生さん、高本徹雄さん、以上の方々を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま議長が指名いたしました方々を、選挙管理委員会委員の当選人とすることに御異議ありませんか。

(異議なし)

○大 下 議 長 御異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました、中森美智代さん、大中道子さん、山平弥生さん、高本徹雄さんが選挙管理委員会委員に当選されました。

次に、選挙管理委員会委員補充員には、第1順位、小笠原孝幸さん、

第2順位、臺法子さん、第3順位、佐々木清さん、第4順位、八島芳樹さん、以上の方々を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま議長が指名した方々を選挙管理委員会委員補充員の当選人と定めることに御異議ありませんか。

(異議なし)

○大 下 議 長 御異議なしと認めます。よって、選挙管理委員会委員補充員には、第1順位、小笠原孝幸さん、第2順位、臺法子さん、第3順位、佐々木清さん、第4順位、八島芳樹さんが当選されました。

~~~~~○~~~~~

日程第4 同意第1号 安芸高田市教育委員会委員の任命の同意について

○大 下 議 長 日程第4、同意第1号「安芸高田市教育委員会委員の任命の同意について」の件を議題といたします。

議案の朗読を省略し、提出者から提案理由の説明を求めます。

石丸市長。

○石 丸 市 長 本案は、令和6年4月27日で任期満了となる迫広淑文さんを引き続き任命したいとするもので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定に基づき、議会の同意を求めます。

御審議のほどよろしくお願いします。

○大 下 議 長 これをもって提案理由の説明を終わります。

お諮りいたします。この件に関しましては、質疑、討論及び委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

(異議なし)

○大 下 議 長 異議なしと認め、質疑、討論及び委員会付託を省略いたします。

これより、同意第1号「安芸高田市教育委員会委員の任命の同意について」の件を採決いたします。

本案は、これに同意することに御異議ありませんか。

(異議なし)

○大 下 議 長 異議なしと認めます。よって、本案はこれに同意することに決定いたしました。

ここで暫時休憩いたします。

~~~~~○~~~~~

午前10時11分 休憩

午前10時12分 再開

~~~~~○~~~~~

○大 下 議 長 休憩を閉じて、会議を再開いたします。

~~~~~○~~~~~

日程第5 諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

日程第6 諮問第2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

日程第7 諮問第3号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

いて

日程第8 諮問第4号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

日程第9 諮問第5号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

日程第10 諮問第6号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

○大 下 議 長 日程第5、諮問第1号「人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」の件から、日程第10、諮問第6号「人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」の件までの6件を一括して議題といたします。

議案の朗読を省略し、提出者から提案理由の説明を求めます。

石丸市長。

○石 丸 市 長 諮問第1号から第6号までの6件は、令和6年6月30日で任期満了となる人権擁護委員6名について、人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づき、議会の意見を求めるものです。

第1号は、引き続き河野敦子さんを、第2号は、引き続き堀川由紀子さんを、第3号は、引き続き宮本早苗さんを、第4号は、引き続き中土居博臣さんを、第5号は、毛利宣生さんの後任として山平修さんを、第6号は、岡崎豊さんの後任として田村亜紀子さんを推薦するものです。

御審議のほどよろしくお願いします。

○大 下 議 長 これをもって提案理由の説明を終わります。

お諮りいたします。この件に関しましては、質疑、討論及び委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(異議なし)

○大 下 議 長 御異議なしと認め、質疑、討論及び委員会付託を省略いたします。

これより、本案6件を個別に採決いたします。

諮問第1号「人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」の件は、これに同意することに御異議ありませんか。

(異議なし)

○大 下 議 長 御異議なしと認めます。よって、本案はこれに同意することに決定いたしました。

続いて、諮問第2号「人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」の件は、これに同意することに御異議ありませんか。

(異議なし)

○大 下 議 長 御異議なしと認めます。よって、本案はこれに同意することに決定いたしました。

続いて、諮問第3号「人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」の件は、これに同意することに御異議ありませんか。

(異議なし)

○大 下 議 長 御異議なしと認めます。よって、本案はこれに同意することに決定い

たしました。

続いて、諮問第4号「人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」の件は、これに同意することに御異議ありませんか。

(異議なし)

○大 下 議 長 御異議なしと認めます。よって、本案はこれに同意することに決定いたしました。

続いて、諮問第5号「人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」の件は、これに同意することに御異議ありませんか。

(異議なし)

○大 下 議 長 御異議なしと認めます。よって、本件はこれに同意することに決定いたしました。

続いて、諮問第6号「人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」の件は、これに同意することに御異議ございませんか。

(異議なし)

○大 下 議 長 御異議なしと認めます。よって、本件はこれに同意することに決定いたしました。

~~~~~○~~~~~

#### 日程第11 施政方針

○大 下 議 長 日程第11、施政方針。

ここで、市長の施政方針の表明を受けます。

石丸市長。

○石 丸 市 長 市政運営に関する所信と2024年度当初予算における主要施策の概要について説明します。

昨年は、新型コロナウイルス感染症を巡る緊張感が和らぎ、社会経済活動にあらゆる場面で復調の動きが見られました。

そうした中、市では、毛利元就の入城500年記念事業を通して、一層の活性化に取り組んでいます。各種のイベントを催し、市内外から多くの参加者を集め、市のブランドが再構築できました。とりわけ、新名物として誕生したあきたかた焼きは、早くも市外、県外、さらには海外でもたくさんの方に親しんでいただいています。

また、サンフレッチェ広島のマザータウンとして、パブリックビューイングの開催や広報誌による情報発信、サッカー公園の人工芝の張り替えなど、サンフレッチェ広島の活躍を全方位で応援し、共に盛り上がっていきける環境が整ったと評価をしています。

神楽は、振興を狙った事業を積極的に展開しています。昨年のG7サミットや世界遺産である京都の醍醐寺、そして、宮島で初めてとなる公演を成功させ、広島県を代表する文化として着実に活動の幅を広げました。国内だけでなく、海外での展開も視野に入れられるだけの土台を築いています。

この間、ユーチューブや各種SNSによって、市の知名度は桁違いに高まっています。ユーチューブの公式チャンネル登録者数は、今年の1

月に、自治体として日本一を達成しました。こうした認知度は、各種事業の大きな推進力になると同時に、ユーチューブの広告収入等として貴重な財源にもなっています。

それでは、行財政運営の基本方針について説明します。

依然として、市が抱える構造的な問題については楽観が許されません。予算編成では、市の将来のために人口減少に対応した持続可能な財政運営に切り替えることを意識しています。全ての事務事業において、2023年度の取組を精査し、ゼロベースで見直しています。併せて、公共施設等総合管理計画に基づき、可能な限り公共施設に係る費用の抑制に努めました。

財政説明会において、20年後の危機という言葉を使ったとおり、このままではやがて財政は行き詰まります。市は潰れます。

この危機を回避するため、公共施設の廃止スケジュールを見直しました。その結果、2034年度までに公共施設の総延床面積を37%削減し、更新費用や維持管理費用を大幅に圧縮できる見込みとなっています。この廃止スケジュールは、定期的に見直しを行うとともに、準備が整った施設は前倒しで廃止していく計画です。

並行して、あらゆる行政サービスで受益者負担の適正化を進める方針です。さらに、長期的な視点では、市のコンパクト化を促し、インフラの更新費用を削減していく必要もあります。安芸高田市を持続可能なまちとするためには、一人一人の正しい認識と行動が必須です。安芸高田市を続けるためには、変えるしかありません。

続いて、2024年度の主な事業について説明します。

1点目は、教育の推進です。

まず、将来世代への投資として、小中学校の給食費を無償化します。子育て世代の負担軽減となるだけでなく、学校での給食費の徴収事務が軽減されるなど、教職員の働き方改革にもつながる取組です。これまでも御説明していますが、主眼は少子化対策ではありません。財政における世代間格差の是正です。

続いて、ソフト面では、生徒会長を中心に中学生の世界に踏み出す一歩を応援するため、新たに短期留学事業を実施します。海外に触れる機会を提供し、次世代のリーダー育成と生徒会の活性化、引いては、政治への関心を高める狙いです。

ハード面では、快適な教育環境が維持できるよう、小学校体育館の空調整備に取り組みます。また、ふるさと応援基金を活用し、小学校の机と椅子を全て新JIS規格に更新していく計画です。

市内の高校については、生徒会の活動を支援します。高校の魅力化を目指して生徒会に補助金の使途を一任する事業で、高校生の挑戦と成長を応援します。

2点目は、福祉の充実です。

子育て支援については、産後ケアを推進します。宿泊型、通所型、訪

問型の3つの形態を浸透させ、安心して子育てができる体制を拡充する方針です。また、保護者の育児や家庭環境に関する不安などについて、相談や指導を行う枠組みを整え、子どもの健全な育成を推進していきます。

高齢者の介護予防については、地域の集会所へ保健師や運動指導士が出向いて健康教室を開催するなど、より多くの市民がフレイル予防に取り組める体制を整備します。

医療については、がんの早期発見、早期治療につなげるため、総合健診や人間ドック健診とは別に、身近な医療機関でがん検診を受けることができる機会を拡充します。

3点目は、生活基盤の整備です。

まず、中長期的な展望を描いた安芸高田市総合計画を策定し、今後の目指すべき都市像を示します。

災害対応については、防災・減災の備えを一段と強化する方針です。ハザードマップの有効性を上げるため、改めて土砂災害警戒区域に居住する方を対象に個別通知を送付します。また、1年に1回は備蓄品を確認するよう定めた、11月19日備蓄の日などを通して、自主防災活動を促していきます。

インフラについては、ニーズに合わせた合理的な投資を行っていく計画です。携帯電話などの無線通信が行えるよう、高宮町用地地区に鉄塔を整備するなど、通信に関する利便性の向上に取り組みます。また、下水道処理から合併浄化槽処理への切り替えを含め、効率的な施設の統廃合を行うため、汚水処理基本計画の策定を進めます。社会情勢の変化を踏まえ、幅広い市民が利用可能な合葬墓を整備するための基本計画も策定します。

4点目は、産業の振興です。

まず、格段に向上した市の知名度・認知度を活かして、市の魅力を内外へ発信し、事業者の支援につなげていきます。ふるさと納税制度に関しては、財源の確保だけではなく、返礼品を介した市内事業者の活性化を狙って、引き続き注力します。

観光施設については、経営改善を図りつつ、老朽化が進む施設の改修などを織り込んだ運営方針を検討します。個別には、株式会社神楽門前湯治村とたかみや湯の森運営協会の経営統合によって、運営の効率化と集客力の向上が実現する見込みとなっています。

鳥獣被害対策については、広島県全域での支援組織を通じて、農家への相談や指導などを拡充するほか、わなによる捕獲を全市に普及させる取組を進めます。また、捕獲者の負担軽減を図るため、処分場の改修設計を行う計画です。

サンフレッチェ広島については、世界に通じているサッカーの魅力を市の活力につなげられるよう、引き続き応援していきます。全試合のパブリックビューイングを道の駅三矢の里あきたかたで開催するとともに、

新スタジアムでのホームゲームを毎試合観戦できる機会を創出するなど、ファン層の拡大に注力する方針です。

5点目は、文化の発信です。

対外的な知名度向上を狙って実施した、毛利元就入城500年記念事業の山守プロジェクトやリレーマラソンといった各種イベントを引き続き開催し、まちのにぎわいづくりに活かしていきます。

神楽については、関西圏の様々な地域で展開を図り、あきたかた神楽の魅力を発信すると同時に、関係人口の拡大に取り組みます。

また、EXPO2025大阪・関西万博での出演を目指し、日本を代表する文化として世界に打ち出していく方針です。

ここ数年で、財政に関する指標は確実に改善しました。2019年度に98.2%まで悪化した経常収支比率は、2022年度に94.4%へと改善し、2018年度の災害後に6億円まで減った財政調整基金は、2022年度に9億円まで回復しています。

このように財政健全化を進めつつ、未来への投資に取り組んできました。言い換えれば、世界で一番住みたいと思えるまちに必要な要素を集めてきました。教育環境の整備は、その最たる例です。ほかに、文化や産業の振興も重視してきました。なぜなら、こうした取組がシビックプライド、いわゆる地域への誇り、愛着へとつながるからです。

市の発展を阻み、市の衰退を許してきたのは、市として合併し20年がたってもなおはびこる旧町意識と言わざるを得ません。その意識改革が市の未来には必要不可欠です。新たに真に統合されたまちを意味する、新／真・安芸高田市という言葉は、この市が生き残るための唯一の活路です。市民の皆様には御理解と御協力をお願いします。

○大 下 議 長      これをもって、施政方針を終わります。

~~~~~○~~~~~

| | | |
|-------|--------|---------------------------------|
| 日程第12 | 同意第1号 | 安芸高田市教育委員会委員の任命の同意について |
| 日程第13 | 議案第31号 | 令和6年度安芸高田市国民健康保険特別会計予算 |
| 日程第14 | 議案第32号 | 令和6年度安芸高田市後期高齢者医療特別会計予算 |
| 日程第15 | 議案第33号 | 令和6年度安芸高田市介護保険特別会計予算 |
| 日程第16 | 議案第34号 | 令和6年度安芸高田市コミュニティ・プラント整備事業特別会計予算 |
| 日程第17 | 議案第35号 | 令和6年度安芸高田市吉田財産区特別会計予算 |
| 日程第18 | 議案第36号 | 令和6年度安芸高田市中馬財産区特別会計予算 |
| 日程第19 | 議案第37号 | 令和6年度安芸高田市横田財産区特別会計予算 |
| 日程第20 | 議案第38号 | 令和6年度安芸高田市本郷財産区特別会計予算 |
| 日程第21 | 議案第39号 | 令和6年度安芸高田市北財産区特別会計予算 |
| 日程第22 | 議案第40号 | 令和6年度安芸高田市来原財産区特別会計予算 |
| 日程第23 | 議案第41号 | 令和6年度安芸高田市船佐財産区特別会計予算 |
| 日程第24 | 議案第42号 | 令和6年度安芸高田市川根財産区特別会計予算 |

日程第25 議案第43号 令和6年度安芸高田市下水道事業会計予算

○大 下 議 長 日程第12、議案第30号「令和6年度安芸高田市一般会計予算」の件から、日程第25、議案第43号「令和6年度安芸高田市下水道事業会計予算」の件までの14件を一括して議題といたします。

議案の朗読を省略し、提出者から提案理由の説明を求めます。

石丸市長。

○石 丸 市 長 議案第30号は、施政方針で述べた主な事業に取り組むための予算を定めるものです。

第31号から第43号までの13件は、各特別会計、公営企業会計の管理運営に係る費用などを定めるものです。

御審議のほど、よろしくお願いします。

○大 下 議 長 これをもって提案理由の説明を終わります。

これより、本案14件に対する一括質疑を行います。

質疑があれば、議案番号を指定して質疑を行ってください。

質疑はありませんか。

(質疑なし)

○大 下 議 長 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

本案14件につきましては、お手元の付託表のとおり、予算決算常任委員会に付託して審査することにいたします。

~~~~~○~~~~~

日程第26 議案第2号 安芸高田市附属機関設置条例

日程第27 議案第3号 安芸高田市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

日程第28 議案第5号 安芸高田市公共施設使用料の適正化に伴う関係条例の整備に関する条例

日程第29 議案第6号 安芸高田市公の施設の指定管理者の指定について

日程第30 議案第7号 安芸高田市携帯電話等エリア整備事業分担金徴収条例

日程第31 議案第20号 安芸高田市学校給食費の管理に関する条例

日程第32 議案第21号 安芸高田市給食センター設置条例の一部を改正する条例

○大 下 議 長 日程第26、議案第2号「安芸高田市附属機関設置条例」の件から、日程第32、議案第21号「安芸高田市給食センター設置条例の一部を改正する条例」の件までの7件を一括して議題といたします。

議案の朗読を省略し、提出者から提案理由の説明を求めます。

石丸市長。

○石 丸 市 長 議案第2号は、附属機関等の見直しにより、新たに附属機関に位置づける委員会を設置するため、新規制定するものです。

第3号は、附属機関等の見直しにより、非常勤特別職の整理をするため、所要の改正を行うものです。

第5号は、公共施設の使用料等について、受益者負担の適正化の考え

方にに基づき、関係5条例の使用料等に係る規定を改正するものです。

第6号は、指定管理者候補者の選定について、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものです。

第7号は、携帯電話等エリア整備事業における分担金を無線通信用施設及び設備使用者である電気通信事業者から徴収するための条例を制定するものです。

第20号は、給食費の無償化に伴い、学校給食費の管理に関し、新たに条例を制定するものです。

第21号は、安芸高田市学校給食費の管理に関する条例の制定に伴い、給食の提供先について所要の改正を行うものです。

御審議のほどよろしく申し上げます。

○大 下 議 長      これをもって提案理由の説明を終わります。  
これより、本案7件に対する一括質疑を行います。  
質疑があれば、議案番号を指定して質疑を行ってください。  
質疑はありませんか。

(質疑なし)

○大 下 議 長      質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。  
本案7件につきましては、お手元の付託表のとおり、総務文教常任委員会に付託して審査することにいたします。

~~~~~○~~~~~

日程第33 議案第4号 安芸高田市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

○大 下 議 長 日程第33、議案第4号「安芸高田市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例」の件を議題といたします。
議案の朗読を省略し、提出者から提案理由の説明を求めます。
石丸市長。

○石 丸 市 長 本案は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正に伴い、所要の改正を行うものです。
御審議のほどよろしく申し上げます。

○大 下 議 長 これをもって提案理由の説明を終わります。
この際、担当部長から要点の説明を求めます。
高藤総務部長。

○高藤総務部長 議案第4号の要点の説明をします。
説明資料を御覧ください。

改正の趣旨は、2、改正内容にありますとおり、番号利用法の一部改正により、法の別表第2が廃止されるため、条例の法別表第2の引用箇所を引用文言に置き換えるとともに、その用語を定義するものです。

3、施行期日は、附則として、一部を改正する法律の施行日と規定しています。

以上で、要点の説明を終わります。

○大 下 議 長 以上をもって、要点の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

(質疑なし)

○大 下 議 長 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。
お諮りいたします。

本案は、委員会への付託を省略いたしたいと思います。これに御異議
ありますか。

(異議なし)

○大 下 議 長 異議なしと認め、委員会への付託を省略いたします。
これより討論に入ります。討論はありますか。

(討論なし)

○大 下 議 長 討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第4号「安芸高田市個人番号の利用及び特定個人情報の
の提供に関する条例の一部を改正する条例」の件を起立により採決いた
します。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立多数]

○大 下 議 長 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

日程第34 議案第8号 安芸高田市産地形成促進施設「ふれあいたかた産  
直市」設置及び管理条例を廃止する条例

○大 下 議 長 日程第34、議案第8号「安芸高田市産地形成促進施設「ふれあいたか  
た産直市」設置及び管理条例を廃止する条例」の件を議題といたします。  
議案の朗読を省略し、提出者から提案理由の説明を求めます。

石丸市長。

○石 丸 市 長 本案は、安芸高田市産地形成促進施設「ふれあいたかた産直市」設置  
及び管理条例を廃止するものです。

御審議のほどよろしくお願いします。

○大 下 議 長 これをもって提案理由の説明を終わります。  
この際、担当部長から要点の説明を求めます。

高下企画部長。

○高下企画部長 この条例で規定する「ふれあいたかた産直市」は、現在の道の駅三矢  
の里あきたかたを構成する施設の1つである産直市の前身の施設です。  
道の駅三矢の里あきたかたに関する設置及び管理条例は、2019年12月20  
日に制定済みとなっており、本来であればそのときに廃止すべきだった  
条例を、このたび廃止するものです。

以上で、説明を終わります。

○大 下 議 長 以上をもって、要点の説明を終わります。  
これより質疑に入ります。質疑はありますか。

南澤議員。

○南 澤 議 員 ただいまの説明の中で、本来であれば道の駅ができるときに廃止すべ  
きだったものが今回、廃止する条例として提案されたと。この遅れが生

じた理由はこういったところにありますでしょうか。

○大 下 議 長 答弁を求めます。

高下部長。

○高下企画部長 その当時の手続漏れというふうに考えております。  
以上です。

○大 下 議 長 以上で、答弁を終わります。  
ほかに質疑はありませんか。

(質疑なし)

○大 下 議 長 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。  
お諮りいたします。

本案は、委員会への付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

(異議なし)

○大 下 議 長 異議なしと認め、委員会への付託を省略いたします。  
これより討論に入ります。討論はありませんか。

(討論なし)

○大 下 議 長 討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第8号「安芸高田市産地形成促進施設「ふれあいたかた産直市」設置及び管理条例を廃止する条例」の件を起立により採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○大 下 議 長 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

日程第35 議案第9号 工事請負契約の変更について

(安芸高田市サッカー公園人工芝改修工事)

○大 下 議 長 日程第35、議案第9号「工事請負契約の変更について（安芸高田市サッカー公園人工芝改修工事）」の件を議題といたします。

議案の朗読を省略し、提出者から提案理由の説明を求めます。

石丸市長。

○石 丸 市 長 本案は、令和5年議案第74号により議決を得た、安芸高田市サッカー公園人工芝改修工事の契約金額の変更について、安芸高田市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、議会の議決を求めるものです。

御審議のほどよろしくお願いします。

○大 下 議 長 これをもって提案理由の説明を終わります。

この際、担当部長から要点の説明を求めます。

高下企画部長。

○高下企画部長 議案第9号の要点の説明をします。

説明資料を御覧ください。

安芸高田市サッカー公園人工芝改修工事の請負契約を変更することに

ついて今般、変更内容が確定しましたので、議会の議決を求めるものです。

変更箇所は契約の金額で、変更契約金額が2億4,445万6,300円で、当初契約金額に比べ1,378万1,823円の増額です。

次に、主たる変更内容の概要ですが、1点目は、既存人工芝の処分費の増額で、既存人工芝の1平方メートル当たりの重量を実績に応じて精算したものです。

2点目は、人工芝等を撤去した後、既設のアスファルトが砕けていた箇所があったため、その箇所を補修するとともに、水はけの悪い箇所に暗渠排水を敷設したものです。

3点目は、人工芝及びゴムチップ等の流出を防止するため、雨水ますにフィルターを設置したものです。

それでは、議案を御覧ください。

議案第9号「工事請負契約の変更について」です。

先ほど説明しましたように、安芸高田市サッカー公園人工芝改修工事の請負契約について、契約金額2億3,067万4,477円を2億4,445万6,300円に変更することについて、議会の議決を求めるものです。

以上で終わります。

○大 下 議 長 以上をもって、要点の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

熊高議員。

○熊 高 議 員 説明資料の8番の主たる変更概要3件ありますけれども、個別の金額についてお伺いしたいと思います。また、③環境対策、ゴムチップの流出防止をするということですが、以前にはこれはなかったということなんでしょうか。それとも、改善・改良したということなんでしょうか。

この2点について、まずお伺いしたいと思います。

○大 下 議 長 答弁を求めます。

佐々木政策企画課長。

○佐々木政策企画課長 まず、1点目の御質問でございます。

まず、人工芝の処分費の増額でございます。直工でいきますと、約700万円ぐらいの増額となっております。

路盤、舗装工、暗渠工の追加でございます。そちらのほうが、ちょっと環境対策のほうと一緒になりますけど、2番と3番合わせまして、直工ベースで約420万円の増加という形になっております。

2点目の質問の環境対策でございますけれども、これまで環境対策がありませんでしたので、このたび新しく施工しております。

以上でございます。

○大 下 議 長 以上で、答弁を終わります。

熊高議員。

○熊 高 議 員 直工ベースということなんで概略の数字で了解しましたが、古い人工芝を処分した際に、いろんなところから引取りをしていただいたと思い

ますが、この引取りをいただいたことによる経費の削減等もあったように思いますが、その辺の影響はどのようにあったのでしょうか。

○大 下 議 長 答弁を求めます。

佐々木政策企画課長。

○佐々木政策企画課長 人工芝の譲渡に伴います減額につきましては、約300万円余りありました。しかしながら、先ほどの説明がありましたとおり、既存の人工芝を処分した際に、少し重量が多めになったというところで、結果的には全体の処分費というところは増額になっております。

以上でございます。

○大 下 議 長 答弁を終わります。

ほかに質疑はありませんか。

南澤議員。

○南 澤 議 員 環境対策費のステンレスのフィルターの設置のところですけども、これは議案を審査する際に、最初から対策をするというようなことがあったかと思うんですけど、それは予算の中に入っていなかったということなのでしょうか。確認をお願いしたいと思います。

○大 下 議 長 答弁を求めます。

佐々木政策企画課長。

○佐々木政策企画課長 前回、南澤議員のほうから質疑があってお答えをしておりますが、当初の設計には入っておらず、変更で対応させていただいております。

以上です。

○大 下 議 長 以上で、答弁を終わります。

ほかに質疑はありませんか。

(質疑なし)

○大 下 議 長 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本案は、委員会への付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

(異議なし)

○大 下 議 長 異議なしと認め、委員会への付託を省略いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

(討論なし)

○大 下 議 長 討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第9号「工事請負契約の変更について（安芸高田市サッカー公園人工芝改修工事）」の件を起立により採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○大 下 議 長 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

日程第36 議案第10号 安芸高田市手数料条例の一部を改正する条例

○大 下 議 長 日程第36、議案第10号「安芸高田市手数料条例の一部を改正する条例」

の件を議題といたします。

議案の朗読を省略し、提出者から提案理由の説明を求めます。

石丸市長。

○石丸市長 本案は、地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部を改正する政令の公布に伴い、所要の改正を行うものです。

御審議のほどよろしく申し上げます。

○大下議長 これをもって提案理由の説明を終わります。  
この際、担当部長から要点の説明を求めます。

内藤市民部長。

○内藤市民部長 それでは、議案第10号の要点の説明をします。

初めに、説明資料の1ページを御覧ください。

改正の理由に記載のとおり、戸籍法の一部改正に伴う政令の一部改正に基づき、本市手数料条例の一部を改正し、新たな手数料等を定めるものです。

このたびの戸籍法の一部改正により、改正の背景に記載のとおり、本年3月1日から、戸籍謄本や除籍謄本の交付が本籍地以外の市区町村の窓口でもできるようになります。また、他の行政機関への手続の際に添付する電子証明書提供用識別符号の発行や、届出書類等の画像情報内容証明書の交付等が可能となります。よって、これらの交付等に係る手数料を、改正の概要に記載のとおり追加するものです。

次に、議案書を御覧ください。

表の右側が改正前、左側が改正後です。

2ページから5ページにかけて新たな手数料を追加するとともに、文言の整理を行い、表全体を改正しています。

最後に、附則で条例の施行日を法律の施行日に合わせ、令和6年3月1日としています。

以上で、要点の説明を終わります。

○大下議長 以上で、要点の説明を終わります。  
これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(質疑なし)

○大下議長 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。  
お諮りいたします。

本案は、委員会への付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

(異議なし)

○大下議長 異議なしと認め、委員会への付託を省略いたします。  
これより討論に入ります。討論はありませんか。

(討論なし)

○大下議長 討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第10号「安芸高田市手数料条例の一部を改正する条例」の件を起立により採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○大 下 議 長 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

日程第 3 7 議案第11号 安芸高田市国民健康保険税条例の一部を改正する
条例

日程第 3 8 議案第12号 安芸高田市ふれあいセンターこうだ条例の一部を
改正する条例

日程第 3 9 議案第13号 安芸高田市介護保険条例の一部を改正する条例

日程第 4 0 議案第18号 市道の廃止について

○大 下 議 長 日程第37、議案第11号「安芸高田市国民健康保険税条例の一部を改正
する条例」の件から、日程第40、議案第18号「市道の廃止について」の
件までの4件を一括して議題といたします。

議案の朗読を省略し、提出者から提案理由の説明を求めます。

石丸市長。

○石 丸 市 長 議案第11号は、県単位で運営されている国民健康保険について、県か
ら示された指示数値を参考に税率を改定するため、国民健康保険税条例
の一部を改正するものです。

第12号は、安芸高田市ふれあいセンターこうだの利用料金を定めるた
め、条例を改正するものです。

第13号は、第9期介護保険事業計画に基づき、令和6年度から令和8年
度までの間の、第1号被保険者の保険料の改正及び令和6年度以降の納期
限を変更するため、介護保険条例の一部を改正するものです。

第18号は、吉田豊栄線、東広島高田道路区域の新設に係る市道改良工
事に伴い、市道の廃止をするものです。

御審議のほどよろしくお願いします。

○大 下 議 長 これをもって提案理由の説明を終わります。

これより本案4件に対する一括質疑を行います。

質疑があれば、議案番号を指定して質疑を行ってください。

質疑はありませんか。

(質疑なし)

○大 下 議 長 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

本案4件につきましては、お手元の付託表のとおり、産業厚生常任委
員会に付託して審査することにいたします。

~~~~~○~~~~~

日程第 4 1 議案第14号 安芸高田市家庭的保育事業等の設備及び運営に関  
する基準を定める条例の一部を改正する条例

日程第 4 2 議案第15号 安芸高田市特定教育・保育施設及び特定地域型保  
育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を  
改正する条例

日程第 4 3 議案第16号 安芸高田市放課後児童健全育成事業の設備及び運

営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

○大 下 議 長 日程第41、議案第14号「安芸高田市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例」の件から、日程第43、議案第16号「安芸高田市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例」の件までの3件を一括して議題といたします。

議案の朗読を省略し、提出者から提案理由の説明を求めます。

石丸市長。

○石 丸 市 長 議案第14号は、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の省令の改正等に伴い、所要の改正を行うものです。

第15号は、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準の内閣府令の一部改正等に伴い、所要の改正を行うものです。

第16号は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準に関する省令の改正等に伴い、所要の改正を行うものです。

御審議のほどよろしくお願いします。

○大 下 議 長 これをもって提案理由の説明を終わります。

この際、担当部長から要点の説明を求めます。

井上福祉保健部長。

○井上福祉保健部長 それでは、議案第14号から要点の説明をいたします。

説明資料1ページを御覧ください。

この条例は、児童福祉法第34条16条第1項の規定に基づき、ゼロ歳児から2歳児までの子どもが利用できる家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定めたものです。

なお、本市において現在、本条例の対象となる事業所はございません。

本条例を定めるに当たって、従うべき基準である厚生労働省令の家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準が一部改正されたことに伴い、市条例について同様の改正を行うものでございます。

以下、国の基準の一部改正に基づき、所要の改正を行うものです。あわせて、施行規則に定めていた一部の規定については、条例に一本化するように改定を行います。

第14号議案書のほうをお願いいたします。

4ページ、第6条第2項から第5項まで。これは2歳で卒園となる家庭的保育事業等による保育終了後の連携施設の確保について、緩和できる要件等を追加するものです。

5ページ、第7条の2に安全計画の策定等の条文を新たに加え、家庭的保育事業等を利用する園児の安全確保のための取組を計画的に実施するため、安全計画の策定を義務づけます。

5ページ下段から6ページにかけて、第7条の3において、自動車を運行する場合の園児の所在確認の項目を新たに加えます。送迎自動車への園児置き去り事故防止のため、乗り降りの際に、点呼などの方法により園

児の所在確認を義務づける規定、また、当該自動車にブザーその他の手段により車内の園児の見落としを防止するための装置を装備し、降車時の園児の所在確認を義務づけるものです。

9条においては、施行規則に定めていた条文でございますけれども、今回の改正に合わせて見直しを行い、条例に一本化するための本条例に移行するものでございます。

10条、設備、職員の基準について、保育に支障がない場合に限って併設するほかの施設の設備及び職員を兼ねることができることとする条改正を行うものでございます。

6ページ下段から7ページにかけて、12条に規定する懲戒に係る権限の乱用・禁止の規定を削除します。これは、園児に対する懲戒が虐待を正当化する口実になるおそれがあるという理由で、厚生労働省令に定める家庭的保育事業者等の懲戒権に関する規程が削除されたことに合わせて、本条例において同様の取扱いとするものでございます。

13条につきましては、国が定めた基準に合わせて15条に移行します。

14条につきまして、施行規則からの移行、8ページ、16条2項に第4号として食事の搬入施設のある要件を追加します。

ページ飛びまして16ページ、第45条に定める規則への委任につきましては、本条例への一本化により廃止いたします。

第49条では、必要な記録を作成する際の記憶媒体について規定するものでございます。

附則としまして、本条例は公布の日から施行するものとします。

続きまして、議案第15号の要点を説明いたします。

説明資料の1ページをお願いいたします。

この条例は、子ども・子育て支援法第34条第2項などの規定に基づいて、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定めるものです。本市においてこの条例の対象となるのは、市内の公立及び私立の幼稚園、認定こども園、保育所、合わせて13園でございます。

第15号議案書の6ページをお開きください。

23条の規定する掲示等につきまして、施設の重要事項の書面掲示を義務づけを見直し、書面による掲示に加えまして、インターネット等を通して公衆が閲覧できるように掲示しなければならないこととするものです。

26条に規定する懲戒に関する権限の乱用禁止については、先ほどと同様削除いたします。

32条の2で安全計画の策定を義務づけます。

中段、32条の3で感染症や災害発生時における業務継続計画の策定等に関する規定を新たに加えます。

32条の4に、自動車を運行する場合の所在の確認等の規定を追加します。現在、本市において送迎自動車の運行につきましては、私立保育園が2カ所、私立幼稚園が1カ所実施しておりまして、いずれも車内への置

き去り防止の装置が装備されていることを確認しております。

ページ飛びまして、14ページをお開きください。

53条第2項第2号において、電磁的中立性を明らかにする観点から、媒体の種類を示さない形の電磁的記録媒体に改めます。

附則としまして、施行期日を公布の日からといたしますが、第23条の規定につきましては、国の基準に従い、令和6年4月1日からの施行といたします。

続きまして、議案第16号の要点説明をいたします。

説明資料の1ページをお開きください。

本条例は、児童福祉法第34条の8の2第1項の規定に基づき、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定めるものでございます。

本市におきましては、市内の放課後児童クラブ11事業所が対象となっております。

第16号議案書の2ページをお開きください。

6条の2で安全計画の策定を義務づけます。

6条の3で、自動車を運行する場合の所在の確認の規定を追加いたします。

3ページ、第12条の2として、業務継続計画の策定等に関する規定を追加いたします。

なお、第8条、第13条、第15条、第19条、第20条につきましては、施行規則に定めるよう、委任していた一部の規定を条例に一本化するよう改定し、これに伴う条ずれ措置を行います。

附則としまして、本条例は公布の日から施行いたします。

以上で、説明を終わります。

○大 下 議 長 以上をもって、要点の説明を終わります。

これより本案3件に対する一括質疑を行います。

質疑があれば、議案番号を指定して質疑を行ってください。質疑はありませんか。

金行議員。

○金 行 議 員 1点お聞きします。

第15号で、我が市のお迎えするバスですね。それを、我が市には装備等々の置き去りの保護者のものが点検されたとおっしゃいましたが、あの点検は年に何回するのかというのは、この規則とか週に何回とか、毎日とか、全員強制もするというのは決まっているのかお聞きします。

○大 下 議 長 答弁を求めます。

井上福祉保健部長。

○井上福祉保健部長 この条例に定めます事項につきましては、市の担当課が年に1回監査を行っております。ただ、自動車の点検については毎日行うように指示しているところでございます。

以上でございます。

○大 下 議 長 ほかに質疑はありませんか。

(質疑なし)

○大 下 議 長 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。  
お諮りいたします。

本案3件は、委員会への付託を省略したいと思います。これに御異議  
ありませんか。

(異議なし)

○大 下 議 長 異議なしと認め、委員会への付託を省略いたします。  
これより討論に入ります。討論はありますか。

(討論なし)

○大 下 議 長 討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第14号「安芸高田市家庭的保育事業等の設備及び運営  
に関する基準を定める条例の一部を改正する条例」の件から、議案第16  
号「安芸高田市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を  
定める条例の一部を改正する条例」の件の3件を一括して起立により採  
決いたします。

本案3件は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立多数]

○大 下 議 長 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。  
ここで、換気のため、11時20分まで休憩といたします。

~~~~~○~~~~~

午前11時09分 休憩

午前11時20分 再開

~~~~~○~~~~~

日程第44 議案第17号 財産の処分について

○大 下 議 長 休憩を閉じて、会議を再開いたします。

日程第44、議案第17号「財産の処分について」の件を議題といたしま  
す。

議案の朗読を省略し、提出者から提案理由の説明を求めます。

石丸市長。

○石 丸 市 長 本案は、安芸高田市企業立地事業用地一般競争入札において処分する  
市有地について、地方自治法第96条第1項第8号及び安芸高田市議会の議  
決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定に  
基づき、議会の議決を求めるものです。

御審議のほどよろしくお願いします。

○大 下 議 長 これをもって提案理由の説明を終わります。  
この際、担当部長から要点の説明を求めます。  
森岡産業部長。

○森岡産業部長 本案の要点を説明します。

説明資料を御覧ください。

市有財産の売却を公募しておりました、企業立地事業用地の1件につ  
いて、御覧の経緯を経て1月18日に売却の仮契約を締結しました。

位置図を御覧ください。

対象地は、八千代町上根のボートレースチケットショップに隣接する土地になります。

議案を御覧ください。

財産処分する土地の所在は、先ほど位置図で確認いただいた八千代町上根字藪崎28番の4、地目は雑種地、面積は6,421平方メートルです。処分価格は3,853万円、処分の相手方は広島市西区に所在の有限会社児玉紙器です。

以上で説明を終わります。

○大 下 議 長 以上をもって要点の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

熊高議員。

○熊 高 議 員 この土地は以前にも売却等の経緯があったと思いますが、隣接地との境界との問題が発生していろいろあった土地だというふうに認識しておりますが、その辺の整理はもう既に完全に済んだと受け止めてよろしいのでしょうか。

○大 下 議 長 答弁を求めます。

森岡産業部長。

○森岡産業部長 この土地につきましては、先ほど質疑がありましてとおり、境界に間違いが発生しておったというところで、売却のほうを買戻しをした経緯もございます。その後に、境界する相手方の土地と協議を行いまして、境界の解消を行っております。

登記のほうも完全に終わっておるという状況でございます。

以上です。

○大 下 議 長 答弁を終わります。

ほかに質疑はありませんか。

熊高議員。

○熊 高 議 員 境界の確定はどちら側に振って確定したんですか。以前、向こうがここまであるんだと、いや、市のほうはこちらまであるんだというやり取りがあったというふうに思いますが、それはどういう決着を見たんでしょうか。

○大 下 議 長 答弁を求めます。

森岡産業部長。

○森岡産業部長 この境界につきましては、相手方のほうが市の売却した土地に入っておったというところで、協議を行った結果、相手方がその入っておる土地について市のほうから買っていただくという形で決着をつけました。

以上です。

○大 下 議 長 答弁を終わります。

熊高議員。

○熊 高 議 員 もう一点。その当時、売却が進んでおりましたが、その相手方との整

理も全てついたというふうに認識してよろしいでしょうか。

具体的に名前を言いましょうか。言わなくても分かりますよね。

○大 下 議 長 答弁を求めます。

森岡産業部長。

○森岡産業部長 先ほどの質疑でございますが、売却した相手方との整理ということでよろしいでしょうか。それとも、境界の隣接しておった相手方ということでしょうか。

○大 下 議 長 熊高議員、質問の内容がちょっと分かりにくいということなので、もう一回説明をお願いいたします。

熊高議員。

○熊 高 議 員 以前、売却を一旦するようにしておった、清風会ですかね、そことの関係は全部処理できたということではよろしいんでしょうかということですか。

○大 下 議 長 答弁を求めます。

森岡産業部長。

○森岡産業部長 失礼しました。以前売却しておった相手方との話もちちゃんと決着をつけた上で、買戻しを行いました。

以上です。

○大 下 議 長 答弁を終わります。

ほかに質疑はありませんか。

山本議員。

○山 本 優 議 員 ちょっと聞くんですが、この土地は地元の運動公園として当初使われていたわけなんですけど、地元周辺の地域に対してはしっかりと説明はされて、了解を得たということでしょうか。確認をお願いします。

○大 下 議 長 答弁を求めます。

森岡産業部長。

○森岡産業部長 この件につきまして、売却を公募するときに地元の説明会を行いました。地元のほうからの了解を得て、売却を決定した経緯がございます。

以上です。

○大 下 議 長 答弁を終わります。

ほかに質疑はありませんか。

(質疑なし)

○大 下 議 長 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本案は、委員会への付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

(異議なし)

○大 下 議 長 異議なしと認め、委員会への付託を省略いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

(討論なし)

○大 下 議 長 討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第17号「財産の処分について」の件を起立により採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○大 下 議 長 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

日程第45 議案第19号 安芸高田市消防手数料条例の一部を改正する条例

○大 下 議 長 日程第45、議案第19号「安芸高田市消防手数料条例の一部を改正する条例」の件を議題といたします。

議案の朗読を省略し、提出者から提案理由の説明を求めます。

石丸市長。

○石 丸 市 長 本案は、地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部を改正する政令の公布に伴い、所要の改正を行うものです。

御審議のほどよろしくお願いします。

○大 下 議 長 これをもって提案理由の説明を終わります。
この際、担当部長から要点の説明を求めます。

近藤消防長。

○近 藤 消 防 長 それでは、議案第19号の要点を説明いたします。

説明資料1ページを御覧ください。

安芸高田市消防手数料条例に定める手数料は、地方公共団体の手数料の標準に関する政令に基づき定めています。この政令で規定されている事務手数料が改正されたことに伴い、本市の消防手数料条例の該当する部分について、改正を行うものでございます。

改正の背景及び概要ですが、危険物については、浮き屋根式特定屋外タンクの許可に係る審査時間の増加のため、手数料が増額となります。高圧ガスについては、バルクローリーの液石法と高圧法の許可手続における確認事項の合理化により、手数料が減額となります。

安芸高田市においてはどちらの施設も許可申請の実績はなく、施設はございません。

続いて、議案書2ページを御覧ください。

右側が改正前、左側が改正後となります。3ページ上段までが別表第1、危険物の浮き屋根式特定屋外タンクの手数料改正部分、3ページ後段から4ページまでが別表第2、高圧ガスのバルクローリーについての手数料改正部分となります。

施行期日は令和6年4月1日です。

以上で、説明を終わります。

○大 下 議 長 以上をもって要点の説明を終わります。
これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

南澤議員。

○南 澤 議 員 議案のほうの2ページの金額が増額になっている、浮き屋根式特定屋外タンクの件なんですけれども、これ1つずつ見てみると20%から25%

ぐらいに間でそれぞれ増額しているんですが、この基準というのは国と
いうか、政令に基づいてこのようになっているという理解でよろしいで
しょうか。

○大 下 議 長 答弁を求めます。
近藤消防長。

○近 藤 消 防 長 説明を先ほどさせていただきましたが、政令に基づく金額と同額でご
ざいます。
以上です。

○大 下 議 長 答弁を終わります。
ほかに質疑はありませんか。
(質疑なし)

○大 下 議 長 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。
お諮りいたします。
本案は、委員会への付託を省略したいと思います。これに御異議あり
ませんか。
(異議なし)

○大 下 議 長 異議なしと認め、委員会への付託を省略いたします。
これより討論に入ります。討論はありませんか。
(討論なし)

○大 下 議 長 討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。
これより、議案第19号「安芸高田市消防手数料条例の一部を改正する
条例」の件を起立により採決いたします。
本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。
〔起立多数〕

○大 下 議 長 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

|       |        |                                            |
|-------|--------|--------------------------------------------|
| 日程第46 | 議案第22号 | 令和5年度安芸高田市一般会計補正予算(第9号)                    |
| 日程第47 | 議案第23号 | 令和5年度安芸高田市国民健康保険特別会計補正<br>予算(第3号)          |
| 日程第48 | 議案第24号 | 令和5年度安芸高田市後期高齢者医療特別会計補<br>正予算(第2号)         |
| 日程第49 | 議案第25号 | 令和5年度安芸高田市介護保険特別会計補正予算<br>(第3号)            |
| 日程第50 | 議案第26号 | 令和5年度安芸高田市農業集落排水事業特別会計<br>補正予算(第3号)        |
| 日程第51 | 議案第27号 | 令和5年度安芸高田市浄化槽整備事業特別会計補<br>正予算(第3号)         |
| 日程第52 | 議案第28号 | 令和5年度安芸高田市コミュニティ・プラント整<br>備事業特別会計補正予算(第2号) |
| 日程第53 | 議案第29号 | 令和5年度安芸高田市下水道事業会計補正予算<br>(第3号)             |

○大 下 議 長 日程第46、議案第22号「令和5年度安芸高田市一般会計補正予算（第9号）」の件から、日程第53、議案第29号「令和5年度安芸高田市下水道事業会計補正予算（第3号）」の件までの8件を一括して議題といたします。

議案の朗読を省略し、提出者から提案理由の説明を求めます。

石丸市長。

○石 丸 市 長 議案第22号は、執行見込みに伴い、既定の歳入歳出予算を減額するほか、繰越明許費、債務負担行為等を補正するものです。

以下同様に、第23号は、財政調整基金の見直し等に伴う減額及び債務負担行為の設定、第24号は、保険料納付金等の執行見込みに伴う減額及び債務負担行為の設定、第25号は、給付費等の執行見込みに伴う減額及び債務負担行為の設定、第26号は、工事請負費等の執行見込みに伴う減額、繰越明許費及び債務負担行為の設定、第27号は、工事請負費等の執行見込みに伴う減額及び債務負担行為の設定、第28号は、執行見込みに伴う減額及び債務負担行為の設定をするものです。

最後に、第29号は、予算第3条に定めた収益的収入及び支出の、収入について営業収益を増額し、営業外収益を減額するものです。また、予算第4条に定めた資本的収入及び支出について、それぞれ増額するものです。

御審議のほどよろしくお願いします。

○大 下 議 長 これをもって提案理由の説明を終わります。

これより、本案8件に対する一括質疑を行います。

質疑があれば、議案番号を指定して質疑を行ってください。質疑はありませんか。

（質疑なし）

○大 下 議 長 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

本案8件につきましては、お手元の付託表のとおり、予算決算常任委員会に付託して審査することにいたします。

以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

次回は、3月5日午前10時に再開いたします。

本日は、これにて散会いたします。

~~~~~○~~~~~

午前11時36分 散会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

安芸高田市議会議長

安芸高田市議会議員

安芸高田市議会議員